

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月3日

京都市長 門川大作

京都市規則第48号

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表文化市民局地域自治推進室市民窓口企画課長及び同室郵送請求担当課長の項の次に次の1項を加える。

文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード交付第一担当課長及び同室マイナンバーカード交付第二担当課長	全ての区役所等の区民部市民窓口課担当課長
--	----------------------

第4条第3項第8号中「及び」を「並びに」に改め、「交付」の右に「及び記載事項の変更」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。

第13条第1項中「納税室担当課長」の右に「、文化市民局地域自治推進室担当課長」を加え、同条第2項本文中「及び納税室並びに」を「、納税室、文化市民局地域自治推進室及び」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「ただし」の右に「、第2項の規定により兼職されたものとみなされる職員にあつては第3号に掲げる事務に」を加え、「第5号」を「第10号」に、「第6号」を「第11号」に、「第7号」を「第1号、第2号、第4号及び第9号」に改め、同項中第7号を削り、第6号を第11号とし、第5号を第10号とし、第4号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 他区域を所管する区長から京都市印鑑条例の規定による個人の印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録証明に関すること。

第13条第4項中第3号を第7号とし、第2号を第6号とし、第1号を第5号とし、同項に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

(1) 住民票の記載事項の変更に伴う電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律による署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書（以下これらを「電子証明書」という。）の発行に関すること。ただし、文化市民局の所管に属するものに限る。

- (2) 電子証明書の暗証番号の初期化（市民窓口課等が所管する事務の執行に伴うものに限る。）に関する事。
- (3) 個人番号カードの交付に関する事。ただし、文化市民局の所管に属するものに限る。
- (4) 個人番号カードの記載事項の変更に関する事。ただし、文化市民局の所管に属するものに限る。

第16条第2項を削り、同条第1項中「なく」の右に「、文化市民局地域自治推進室」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により兼職されたものとみなされる職員を除く。

第16条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

区役所等の保健福祉センター健康福祉部保険年金課長は、その職にある間、辞令を用いることなく、文化市民局地域自治推進室担当課長に兼職されたものとみなす。

第16条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。
- (1) 国民健康保険の被保険者の他区域（本市の区域のうち、当該職員が本来属する区役所等保険年金課の所管区域（以下この号において「所管区域」という。）以外の区域をいう。）から所管区域への住所の変更に係る国民健康保険法施行規則の規定による届出に関する事務で、当該職員が本来属する区役所等保険年金課以外の区役所等保険年金課及び京北出張所の所管に属するものに関する事。
- (2) 電子証明書の暗証番号の初期化（区役所等保険年金課が所管する事務の執行に伴うものに限る。）に関する事。

附 則

この規則は、令和3年9月6日から施行する。

(行財政局人事部人事課)